

# 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乘せ排水基準等の見直しについて

令和6年（2024年）2月

熊本県環境生活部環境局環境保全課

## 1 法及び条例の概要

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）は、工場・事業場から排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的として制定されている。

法による排水規制の対象となるのは、「特定施設を設置している工場及び事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される水（排水）及び地下に浸透する水（特定地下浸透水）」である。本県においては、法による全国的な一律基準よりも厳しい排水基準（上乘せ基準）を定める、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年熊本県条例第63号。以下「上乘せ条例」という。）を制定している。

また、法第29条に基づき、法の排水規制対象以外の事業場及び物質又は項目について、本県独自に熊本県生活環境の保全等に関する条例（昭和44年熊本県条例第23号）により、いわゆる横出し排水基準を定めている。

加えて、地下水の汚染の防止（地下水質の保全）を目的として、熊本県地下水保全条例（平成2年条例第52号）では、「対象化学物質を業として使用し、物の製造（対象化学物質の製造を含む。）、加工、洗浄、検査等を行う工場又は事業場等」を対象として、①特別排水基準、②地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準（地下水浄化基準）及び③地下浸透水の浸透等の規制に係る基準（地下浸透基準）を定めている。

## 2 条例・規則改正の背景（法に基づく排水基準等の改正）

### （1）大腸菌群数、六価クロム化合物

・ 令和4年（2022年）4月に環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づく水質汚濁に係る環境基準（以下「環境基準」という。）のうち、環境基準の項目である「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直されたこと、「六価クロム」の基準値の変更が行われたこと等を踏まえ、法に基づく排水の排出基準等（以下「排水基準等<sup>※1</sup>」という。）が次のように改正された。

【大腸菌群数 施行日：令和7年4月1日】

	旧	新
①排水基準	大腸菌群数 日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	大腸菌数 日間平均 800CFU/mL <sup>※2</sup>

【六価クロム化合物 施行日：令和6年4月1日】

	旧	新
①排水基準	0.5 mg/L	0.2 mg/L
②地下水浄化基準	0.05 mg/L	0.02 mg/L
③地下浸透基準(対象化学物質を含むものとしての要件)	0.04 mg/L	0.01 mg/L

(2) 1, 1-ジクロロエチレン

- 平成21年(2009年)11月に環境基準の基準値が0.02mg/Lから0.1mg/Lに変更されたことを踏まえ、平成23年(2011年)10月に、排水基準等が次のように改正された。

【1, 1-ジクロロエチレン 施行日：平成23年11月1日】

	旧	新
①排水基準	0.2 mg/L	1 mg/L
②地下水浄化基準	0.02 mg/L	0.1 mg/L

(3) 亜鉛

- 平成15年(2003年)に水生生物保全の観点から、環境基準に水生生物の保全に係る水質基準が追加されたことを受けて、平成18年(2006年)11月に、排水基準が次のように改正された。

【亜鉛 施行日：平成18年12月1日】

	旧	新
①排水基準	5 mg/L	2 mg/L

※1 ①排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条において定める排水基準(排水基準)、②水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第9条の3第2項において定める地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準(地下水浄化基準)、③水質汚濁防止法第12条の3の地下浸透水の浸透等の規制に係る基準(地下浸透基準)を指す。

※2 800CFU/mLとは、1ミリリットルにつき800コロニー形成単位のこと。

### 3 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（上乗せ条例）等の改正について

- ・ 本県においては、条例・規則に定める「排水基準」、「地下水浄化基準」及び「地下浸透基準」の各基準は、法に基づく排水基準等を踏まえて設定されていることから、これらの改正を踏まえ、以下のとおり、①上乗せ条例、②熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年熊本県規則第60号。以下「生活環境保全条例施行規則」という。）及び③熊本県地下水保全条例施行規則（平成2年熊本県規則第56号。以下「地下水保全条例施行規則」という。）を改正する。

I 大腸菌群数					
	水質汚濁防止法		県条例・施行規則		
	旧	新	現行	改正（案）	改正予定条例・規則
排水基準	大腸菌群数 日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	大腸菌数 日間平均 800CFU/mL	大腸菌群数 日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	大腸菌数 日間平均 800CFU/mL	①上乗せ条例 ②生活環境保全条例施行規則
II 六価クロム化合物					
	水質汚濁防止法		県条例・施行規則		
	旧	新	現行	改正（案）	改正予定条例・規則
排水基準	0.5 mg/L	0.2 mg/L	0.05 mg/L	改正なし	—
地下水浄化基準	0.05 mg/L	0.02 mg/L	0.05 mg/L	0.02 mg/L	③地下水保全条例施行規則
地下浸透基準*	0.04 mg/L	0.01 mg/L	0.04 mg/L	0.01 mg/L	③地下水保全条例施行規則
III 1,1-ジクロロエチレン					
	水質汚濁防止法		県条例・施行規則		
	旧	新	現行	改正（案）	改正予定条例・規則
排水基準	0.2 mg/L	1 mg/L	0.02 mg/L	0.1 mg/L	①上乗せ条例 ③地下水保全条例施行規則
地下水浄化基準	0.02 mg/L	0.1 mg/L	0.02 mg/L	0.1 mg/L	③地下水保全条例施行規則

IV 亜鉛					
	水質汚濁防止法		県条例・施行規則		
	旧	新	現行	改正（案）	改正予定条例・規則
排水基準	5 mg / L	2 mg / L	5 mg / L	2 mg / L	②生活環境保全条例施行規則

※対象化学物質を含むものとしての要件

#### 4 条例・規則の施行日について

- ・ 上記3の表中、「II 六価クロム化合物」及び「IV 亜鉛」に係る改正は令和6年7月、「III 1, 1-ジクロロエチレン」に係る改正は令和6年12月、「I 大腸菌群数」に係る改正は令和7年4月の施行を予定している。